10　一般送配電事業者は、法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る第七項第一号に掲げる料金を設定する場合には、前項本文の規定により設定した料金（以下この項において「二部料金」という。）のほか、別表第三に規定する式を基に、販売電力量に応じてのみ支払を受けるべき料金（別表第三において「完全従量料金」という。）を、非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する者が二部料金に代えて選択し得るものとして、併せて設定しなければならない。

11　一般送配電事業者は、その供給区域の送配電関連設備の利用状況等を踏まえ、当該設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営が見込まれる場合においては、第七項第一号に掲げる料金と異なる料金を、小売供給を行う事業を営む者又は非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する者が同号に掲げる料金に代えて選択し得るものとして、設定することができる。

12　一般送配電事業者は、託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第三条第一項（第三十条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入及びこの項（第三十一条の二の規定により準用する場合を含む。）又は第三十一条第十二項の規定により算定した当該原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の託送供給等約款で設定した料金及び託送供給等約款で設定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の予測値により算定しなければならない。

13　一般送配電事業者は、第四項に規定する特別変動可変費と前項の規定により算定した託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第三条第一項（第三十条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入及びこの項（第三十一条の二の規定により準用する場合を含む。）又は第三十一条第十三項の規定により算定した当該原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分を整理し、様式第八の六により特別変動可変費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

（届出料金に関する準用）

第三十条　第三条から第二十六条まで及び第二十七条から前条までの規定は、法第十八条第四項の規定により託送供給等約款で設定した料金を変更しようとする一般送配電事業者が、変更しようとする託送供給等約款で設定する料金を算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］	［略］	［略］	［略］

2　［略］

3　第三条から第二十六条まで及び第二十七条から前条までの規定は、法第十八条第四項の規定により変更しようとする託送供給等約款で設定する料金を前項の規定により算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］	［略］	［略］	［略］

（変動額届出料金の算定）

第三十一条　［略］

2～5　［略］

（届出料金に関する準用）

第三十条　第三条から前条までの規定は、法第十八条第四項の規定により託送供給等約款で設定した料金を変更しようとする一般送配電事業者が、変更しようとする託送供給等約款で設定する料金を算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］	［略］	［略］	［略］

2　［略］

3　第三条から前条までの規定は、法第十八条第四項の規定により変更しようとする託送供給等約款で設定する料金を前項の規定により算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］	［略］	［略］	［略］

（変動額届出料金の算定）

第三十一条　［略］

2～5　［略］